

ネットとうほく 2020 (検) 第 14 号-2

2021 年 (令和 3 年) 7 月 26 日

〒980-0011

仙台市青葉区上杉1-14-15

株式会社グラン・スポール 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照 会 書

貴社の令和3年4月1日付回答書に添付いただいた会員規約について検討した結果、以下の点を照会させていただきます。

つきましては、照会事項に対し、本書面到達後2ヵ月以内を目処にご回答をいただきますようお願いいたします。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、送付済みの「消費者市民ネットとうほくの『申入れ』等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

第1 照会事項

【照会事項1】

- 1 貴社からご提供いただいた会員規約の12条(2)において、「なお、口座から引き落とし予定の翌月分月会費は復帰後の月会費に充当となります。」と規定されており、休会後の復帰を前提とし月会費に充当する規定となっておりますが、休会中に復帰をせず退会することはできるのでしょうか。
- 2 休会中に退会が認められる場合には、仮に翌月分の月会費を納入している場合は返還されるということでしょうか。
- 3 また、休会中に退会が認められない場合には、復帰後に会員契約の解除を行うことになり、解約の申し出をした翌月の末日の退会となるということでしょうか。

【照会事項 2】

- 1 貴社からご提供いただいた会員規約の13条(1)において、「退会日は月末とし、月の途中での退会はできません。」と規定されています。また、同条(2)において、「会員が退会する場合、退会日の前月末日までに」手続きを完了しなければならないとされています。

以上の記載からすれば、解約申入れを解約の前月に行う必要があると思いますが、退会日までは会員として施設を利用できるということでしょうか。

- 2 会員規約13条(2)及び(3)によれば、解約手続きについては、会社所定の書面により、クラブフロントにおいて手続きを完了しなければならず、電話および郵送等による申し出は認められないとされています。

解約手続きについて、クラブフロントにおいて手続きをしなければいけないとし解約方法を限定しているのはどのような理由からでしょうか。

急な事情で遠隔地に移住等を強いられた場合や長期入院等により直接の来訪が困難な状況がある場合でも解約手続きに応じることはないということでしょうか。

- 3 会員規約13条(2)における「尚、会員が死亡した場合でも親族またはこれに準ずる者からの退会届がない限り、退会扱いとはなりません。」とされています。仮に死亡した会員の親族や相続人が貴社との会員契約の存在を知らず退会の手続きまで長期間に及んだ場合において、貴社は死亡した会員の相続人に対し、退会手続きまでの期間の会費について特に制限をせず全額の請求を行うということでしょうか。
- 4 会員規約13条(4)における「会員の責めに帰さない事由があることを証明する書類等を会員が会社に提示し、会社がその正当性を認めた場合」とはどのような場合でしょうか。
- 5 会員規約13条(5)において、「会員が諸会費及び利用料の未納金がある場合には、これを完納し、退会するものとします。」と規定されていますが、会費及び利用料等に未納がある場合には、会員の退会申入れが認められず、完納まで会費が発生し続けるということでしょうか。

【照会事項 3】

- 1 会員規約20条(3)において、「改訂に同意できない場合は、第12条の規定に関係なく、改定日前日までに会費等の未納金を完納して退会できるものとします。」との規定がありますが、改訂に同意しない場合でも未納金を完納するまでは退会できないということでしょうか。その場合には、完納まで会費及び利用料等が発生し続けるということでしょうか。

【照会事項 4】

- 1 会員規約 24 条柱書において、「その期間に相当する会費の割り戻しについては、社会通念に基づいて会社が決めるものとします。」とされています。

施設が閉館もしくは休業した場合は、使用制限期間に応じて会費が減額されるべきであると思料しますが、上記規約によって、施設を利用できない場合でも、会社の裁量で会費の割り戻しを制限する可能性があるということでしょうか。

【照会事項 5】

- 1 会員規約 25 条において、「同伴した会員が当該ビジターと連帯して損害賠償の責めに任ずるものとします。」とされていますが、当該ビジターの責任の前提としては、当該ビジターに「自己の責めに帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合」に限るということでしょうか。

また、ビジターに損害賠償責任がある場合について、会員自体に全く責任がない場合についても連帯して賠償の責任を負うということでしょうか。

以 上